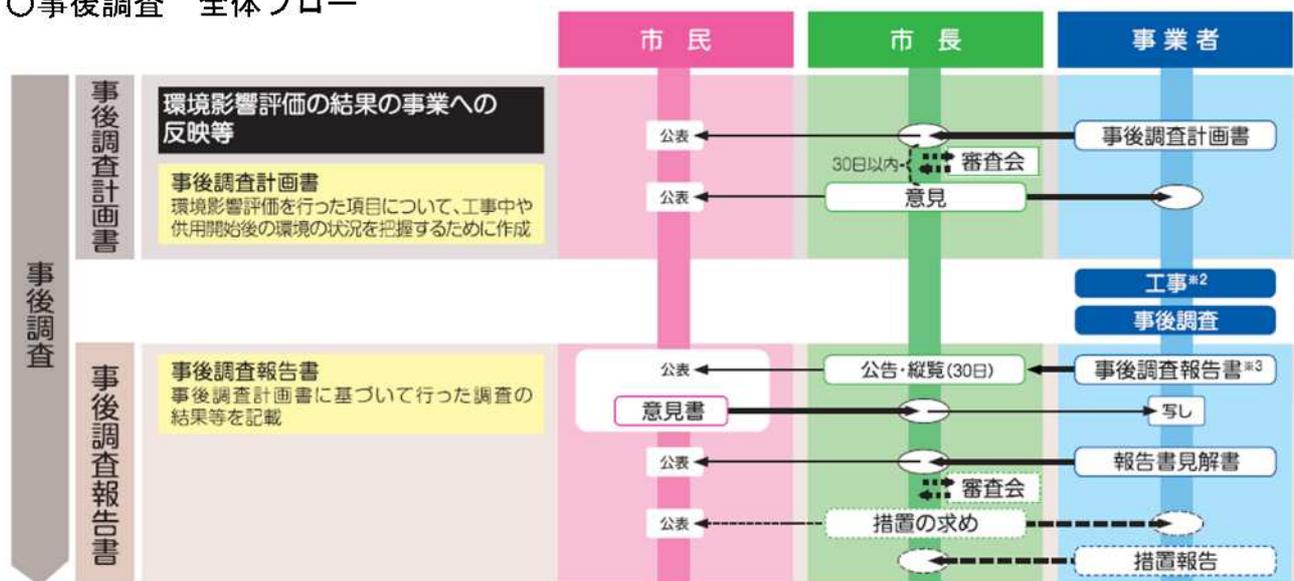


環境影響評価 事後調査報告書手続きについて

○事業概要

事業者	浜松市
事業の場所	浜松市天竜区青谷（図内ピンの位置） 
事業の種類	ごみ焼却施設の新築（浜松市環境影響評価条例対象事業）
事業規模	処理規模：焼却処理（399t/日）、破碎処理（64t/日）
過去の流れ	<p>2017年9月 環境影響評価書 提出</p> <p>2018年1月 事後調査計画書 提出</p> <p>2018年6月 工事着手</p> <p>2019年5月 事後調査報告書（工事の実施時2018年度） 提出</p> <p>2021年5月 事後調査報告書（工事の実施時2019・2020年度） 提出</p> <p>2024年3月 工事完了</p> <p>2024年4月 供用開始</p> <p>2024年6月 事後調査報告書（工事の実施時2021・2022・2023年度） 提出</p>

○事後調査 全体フロー



○環境影響評価事後調査報告書とは

- ・事業の実施前に行われた環境影響評価における予測結果や環境保全措置の効果等を事業の実施後に確認し、必要に応じて追加的措置を実施することにより、環境影響評価の実施後の環境配慮の実効性を確保するもの。
- ・市長は、事業実施に係る環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは、事業者に対して環境保全の見地から必要な措置を講ずるよう書面により求めることができる（措置の求め）。

※当該事業は、工事の進展に伴い2019年、2021年にそれぞれ工事中のモニタリング結果をまとめた事後調査報告書を提出しているが、その際措置の求めは行っていない。